

(続紙 1)

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	廣川祐司
論文題目	環境保全の観点から見た総有的所有観の現代的意義		
(論文内容の要旨)			
古来より人々は、山林、原野、漁場などの資源の利用地を共同で維持・管理し、それらが生み出す資源を持続的に利用してきた。この資源の共同利用地は今日では「コモンズ」と総称され、その持続的利用を可能にする制度的要因が様々な学問分野において考察されている。本学位申請論文はコモンズの現代的意義を環境保全という観点から考察し、コモンズに特有の総有的所有観が環境保全に対してどのような役割を果たしているかが論じられている。 まず第1章では、日本におけるコモンズ論の系譜が市場とコモンズの間を軸として概説される。コモンズは市場とは異質の原理にもとづく資源利用形態であるが、市場とコモンズは氷炭相容れざる関係にあるのか、それとも親和性をもつのかという問題意識の下に、コモンズ論の系譜がたどられる。初期の段階ではコモンズが市場化の進展の中で衰退を余儀なくされていくことが強調された。この過程は公（国家）と私（市場）のあいだに介在する共的世界が圧殺されていく過程である。しかしやがてコモンズと市場の接点をコモンズ論の対象とする議論が芽生え始める。地域通貨論はその嚆矢であり、ここにおいては、市場経済の中核をなす貨幣、すなわち利潤を生み、資産性をもつ貨幣とは異質の原理をもつ地域通貨がコモンズ論の観点から論じられる。さらに、財産区を国家と市場のあいだに位置するコモンズと見るコモンズ論の潮流がある。財産区の中には貨幣収入を得るために――収入は地域住民の共益増進に充てられる――資源を取得し販売するものが少なからずある。このように本章では、市場とコモンズの異質性を強調する議論から両者の重複を認める議論への展開がたどられ、次章以降への導入部となっている。 第2章では、山林原野等、日本の入会（いりあい）の法制度的側面が論じられる。コモンズは私的領域と公的領域のあいだに位置する共的領域だと規定されることが多いが、問題はその法制度的側面である。私的所有でも公的所有でもない、共的所有とはいかなるものであろうか。法学的枠組みの中で入会地の共的所有に最も近いのは「総有」である。本論文は総有の法学的意味および社会学的意味の双方を検討したうえでそれらを超克する第3の解釈を示す。すなわち総有とは私的所有とは別個に存在する所有形態でもなければ、村落など実在的団体の有する所有形態でもなく、いわば私的所有に内在し私的所有を制限するものとしてはたらく原理だという見解が示されるのである。本論文のいう「総有的所有観」とはこのような規制原理にほかならない。この規制原理が今日の入会地にいかなる形で生きているか。あるいは現行の法的枠組みにいかなる形で組み入れられているか。本章の後半部ではこの点が入会慣行をめぐるいくつかの紛争事例を通じて考察されている。 第3章では、国家法とコモンズの「生ける法」との相克が問題とされ、両者のあるべき関係が模索される。前章の紛争事例に見られる通り、国家法と「生ける法」とは必ずしも整合的ではない。国家法を一貫させれば入会地などのコモンズは消滅していくかもしれず、「生ける法」を優先させれば近代法の根幹に触れかねない。これまでのコモンズ論においてはコモンズを行き過ぎた市場			

化やグローバル化への対抗原理と考える論調が多かった。これに対し本論文は、より現実主義的観点から、コモンズの再生・復権を図るためには現行国家法を道具や手段として用い、国家法をコモンズを活かす形で読み替える必要があると論じられる。国家法に外在するコモンズから国家法に内在するコモンズへと発想の転換が必要だと説かれるのである。ただそれだけであれば本章は単なる「ベキ論」にすぎない。だが、申請者が行ったフィールドワークはそれがベキ論に終わらない現実的意義をもっていることを雄弁に示している。静岡県伊東市の1行政区である池区は、入会山（大室山）を利用し維持するために運営団体を株式会社化し、運用収益を区民の福祉増進に充てている。注目すべきは株式会社とは別個に「権利能力なき社団」としての総有財産管理会を設け、株式会社はこの管理会から土地を賃借していることである。しかも管理会の共有記名者に対しては、土地の権利は記名者のものではなく集落全体の財産だとする念書が作成されている。このような管理システムは現行法体系に齟齬することはなく、現行法体系の中で入会地の持続的な管理運営が行われている。事業内容も観光業へとシフトし、時代の流れに即応しているのである。

最後の第4章では総有的所有観が現実の都市においても生きていることが示され、都市をコモンズと見る視点が提示される。滋賀県長浜市では第三セクターとして「株式会社黒壁」が設立され、伝統的な黒壁建造物の保全に努めている。別途設立された不動産会社（株式会社）は空き店舗・空き家を購入し、景観保全を条件にして賃貸している。いま一つの事例は東京国立市のマンション訴訟を通じて明らかになった総有的所有観の現実性である。建築法規に合致しているにもかかわらず東京地裁がマンション建設差し止めの判決を下したのは、住民たちがこれまで行ってきた町づくりの努力が事実として認められたことによる。総有的所有観が裁判を通じて具現化したとことを本論文は論じるのである。

以上見てきたように、本論文は総有的所有観の法的構成そのものではなく、それが現実の社会でいかなる実効力をもつかという点に関心をもっている。このような関心によってコモンズ論の系譜が概観され、法社会学の見地からコモンズの制度的考察が行われた。日本人の法意識や法学習が論じられたのもこのような関心からであることを付記しておきたい。

(論文審査の結果の要旨)

われわれの自然、われわれの土地、われわれの町というときの「われわれ」は必ずしも自然や土地や町の所有主体としての「われわれ」ではない。従来のコモンズ論はともすればこの「われわれ」を法律的な所有主体として考察しがちであり、私有、公有、共有はその基本的範疇であった。これに対し本学位申請論文はこの「われわれ」を所有権という形をとる以前の人々の抱く観念、具体的には総有的所有観として捉え、それを人間の社会的生活に具体化するための理論的・実践的考察を行っているところに大きな特徴をもつ。ではなぜ、このような考察が必要なのか。その意義はどこにあるのか。

まず、法学的意味での所有権はコモンズを掬い取る網としては目が粗すぎるということがある。入会(いりあい)権、あるいは共有、合有、総有といった共同所有概念をもってしても、多種多様なコモンズの所有形態をうまく掬い取ることができない。私的所有と公的所有という権利能力主体の明確な所有概念を根幹とする近代法の体系においてはコモンズの所有形態はあいまいたらざるをえないのであり、このあいまいさが入会地をめぐる多発する紛争の種となっている。

次に、コモンズの性格が時代とともに変わりゆくという事実がある。薪炭、秣、水産資源などが人々の生活を支えるうえで死活的な重要性をもつような時代にあっては、コモンズに対する権利も入会権などの形で慣行化しやすい。しかし市場経済が浸透し、入会地の産み出す資源が必需性をもたなくなってくると、コモンズに対する権利は形骸化し、私有と公有に分解する傾向をもつ。本論文が指摘しているように、このような時代においてコモンズの意義を強調することは、ノスタルジックな風合いを帯びてくる。ではコモンズは消滅してもいいかといえば決してそうではない。たとえば生活必需財の共同利用地であるコモンズは人間の生活を豊かにする自然環境へと性格を変える。入会地すなわち「われわれの山林原野」は「われわれの自然」へと変貌するのであり、このときの「われわれ」を法的意味において考えることは必ずしも妥当とはいえない。

以上のような厳然たる事実を前にしたとき、法的所有概念を演繹的に適用するのではなく、「われわれ」のもつ意味を明らかにし、現行法体系を所与として、その具現化を図るのが筋でありまた現実的ではないかというのが本論文の主張である。これは現実には追従する現実主義ではない。たとえばG・ハーディンは、コモンズはそのままでは必然的に消滅するという「コモンズの悲劇」を盾に、コモンズの私有あるいは公有化を唱えるが、本論文はそのような現実主義を主張しているのではない。コモンズを持続させるために、私的所有、市場経済、あるいは国家法を「道具」として活用すべきだと主張しているのである。ただこの場合、「ミイラとりがミイラになる」のことわざ通り、道具主義が高じて、コモンズが私化される恐れがある。このような道がどのようにすれば回避できるのであろうか。

本論文においては市場とコモンズがうまく両立している事例が数例、挙げられている。総有的所有観が確固として存在していること、同じことだが、「生ける法」が厳然として存在していることは最低限の要件である。「生ける法」は国家法のような公式としての法ではなく、実践の過程で作り上げられていく実践の法であり、コモンズの実践なしに総有的所有観が形成される

ことはない。われわれの自然環境を維持しよう、われわれの町の景観を保全しようという意識と実践なくしては総有的所有観は形成されるべくもない。さらに国家法を「道具」とする場合には、国家法に対する知識が必要になる。そのためには地域住民側での法学習が不可欠となる。

総有的所有観を基底に置きそれをもとにコモنزの再建を図るという本論文の趣旨は明快である。コモنز論の射程は広がり、都市をコモنزとして捉えることにも違和感はない。もっとも、コモنزと市場の関わりを論じるさい、議論はもっぱらコモنزの側から展開され、市場に対する考察が不十分だという憾みがないわけではない。ひとくちに株式会社といっても、コモنز維持的なものもあればコモنز破壊的なものもあるはずである。たとえば、東日本大震災の大津波によって壊滅的打撃を受けた三陸海岸の水産業を再建するために水産業復興特区が構想され、民間企業への漁業権開放が唱えられているが、このような構想が漁場コモنزを果たして再建するか否か、本論文の議論だけでは判定するのは難しい。本論文では良好な成果を上げている株式会社の例が紹介されているが、うまくいかないケースももちろんあるはずである。「ミイラとりがミイラになる」のを回避するためには、コモنزの側だけでなく、市場や株式会社形態への考察も不可欠だと思われる。

とはいえ、本学位申請論文の成果は顕著である。市場とコモنزを水と油の関係として捉える従来のコモنز論に修正を迫り、都市をコモنزとして見る視点を切り拓いたことの意義は大きい。さらに本論文は法学なканずく法社会学についての知見を必要とするが、論文の一部は法社会学の査読つき専門誌に掲載され、専門家から高い評価を得ている。

よって本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。

また、平成24年2月1日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降